

西蒲民商ニュース

2020年4月20日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

政府の緊急経済対策

売上激減、全ての中小

業者に補償を！

政府は緊急事態宣言を行い、108兆円の経済対策を行うとしています。

【活用できる制度】

◎新型コロナウイルス特別貸付

国民生活金融公庫等

新型コロナウイルスで最近の売上が前年より5%以上減少している等の業者

運転資金1500万円、利息3年間ゼロ

返済15年 据置5年

新潟市などの制度融資も国の予算成立後に準じていく方向です。

◎法人2百万円、個人百万円、持続化給付金

個人の場合は、売上が今年1月～12月が同月比で、50%以上減った飲食店、商店等。

手続きは、電子申請が基本ですが、電子申請が苦手な人は順次窓口を設けます。

経産省相談窓口(0570-783183)

◎雇用調整助成金

新型コロナウイルスの影響で経営が苦しく従業員を休ませる等した場合、休業補償として事業主に4/5、9/10等の助成を行う。

◎税金や国保、社会保険料等の支払猶予、減免措置があります。新たに固定資産税等の減免もします。詳しくは西蒲民商まで

【全ての小規模業者に補償を】

「1～3月の売上が昨年割になった」「家賃が払えない」等大変です。休業等に追い込まれる全ての中小業者に補償をさせましょう。

労働保険の加入・更新は西蒲民商へ

従業員を一人以上雇う業者は労働保険の加入が必要です。

【労災保険】

従業員が仕事や通勤中に災害や事故にあつた時保障されます。仕事中に、ケガや病気(障害や死亡も)になった時の医療費や休業保障が受けられます。

【雇用保険】

週20時間以上働く労働者は、加入の義務があります。雇用手当は一年以上の加入が必要です。労働者が失業した場合、給与の50～80%の手当が受けられます。

【自営業者の特別加入】

中小業者本人や家族が加入できます。保険料は希望する金額で決まります。自営業者は事故やケガ等の保障がないので是非加入しましょう。

商工新聞・会員の紹介

運動を広げよう

三月以降、便利屋さん、農業、リフォーム業者が相談に来て3人が入会しました。確定申告は4月16日まで延長されました。16日以降も申告は受け付けるとしています。知り合いの中小業者に【申告はお済ですか、民商はどうですか?】の一声かけましょう。



○アベノマスクとかけまして

「森友学園や桜を見る会」ととききます。そのコロナは「口封じ」に使います。

沖繩タイムスより